



期限付き雇用は業務が短期の場合に限るべき

増える非正規雇用

総務省統計局の労働力調査によると、非正規雇用は一九八四年には十五%であったが、二〇一二年第2四半期には三五%になった。女性は五〇%以上。

雇用主にとっては

「派遣ならいつでも解雇できる」と便利に思っている雇用主も多い。労働者はいつ派遣切りされるかと戦々競々。「賃金を上げて」など中々云えない。低賃金のままにおかれ、結婚も出来ない。車も買えないで車の売れ行きが落ちていく。景気が回復しないのは若者の低賃金が一因だ。

派遣労働法では

今年三月、民自公の賛成で成立した改正派

遣労働法では、ある労働者の有期雇用期間が五年を超えれば、企業は同じ労働条件で無期雇用しなければならぬ。でも、これを受けてカフエのベローチエは四年で解雇するとう。

人では無く業務で

ベローチエで、その業務は連綿と続く。それなのに「誰を何年雇ったか」という規制だから、五年になる前に解雇すれば規制を免れる。むしろ「この業務が何年存在するか」で規制すべきでは無いか。つまり、イベントなど、本当に短期の業務は別として、連綿と続く業務では、無期雇用しなければならぬようにすべきではないだろうか？

皆さんはどう思われますか？

青函連絡船 摩周丸 | 函館



一九八八年の青函トンネル開通まで、北海道に行くには青森で鉄道から青函連絡船に乗り函館に渡った。貨物は貨車のまま運んだ。

一九五四年九月青函連絡船洞爺丸は、気象情報が不十分な中、東の間の晴れ間を「台風は過ぎた」と出港。台風で沈没。一四三〇人の犠牲者は戦時を除くとタイタニックに次ぐ海難事故。

「洞爺丸には車両を載せる船尾に扉が無く波が打ち込んだ。新造連絡船には（現在のフェリーボートのような）扉を設ける」そんな新聞記事を覚えている。

一九六五年この摩周丸は就航。青函トンネル開通まで活躍。今は函館港で博物館となっている。訪問した時、元航海士の方から青函連絡船にまつわる話を色々聞かせて貰った。